

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南秋田郡大潟村字西2丁目3番地12 今野 諭ほか10名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（八郎潟第一地区水利施設等管理強化事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年4月3日（水）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所  
南秋田郡大潟村字中央1番地1 大潟村産業振興課

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、男鹿市角間崎字家ノ下462番地6 中田 謙三ほか5名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（延命寺地区農地防災事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年4月3日（水）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所  
男鹿市船川港船川字泉台66番1号 男鹿市農林水産課

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南秋田郡五城目町小池字森山下七十六番地 佐々木 仁茂ほか7名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（野田地区農地防災事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年4月3日（水）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所  
南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 五城目町役場掲示場  
南秋田郡八郎潟町字大道80番地 八郎潟町役場掲示場